１．入学者選抜における選考について
（１）選考の資料

調査書の評定	２年の９教科の評定合計＋ （３年の９教科の評定合計）×２
学力検査の結果	各教科の得点の合計
特色検査の結果	（特色検査を実施した場合）
調査書の評価	３年の各教科の「主体的に学習に取り組む態度」の評価の換算値の合計

評価Aを3、評価Bを2、評価Cを1に換算

１．入学者選抜における選考について
（２）選考の方法

第１次選考　募集人員の90%までを選考します。

$S_1 = a \times f + b \times g \ (+ \ d \times i \ )$

f＋g＝10（f，gは2以上の整数）
i は1以上5以下の整数

- a：調査書の評定
- b：学力検査結果
- d：特色検査の結果

第２次選考　ここまでの選考で合格にならなかった者を対象に選考します。

$S_2 = b \times g + c \times h \ (+ \ d \times i \ )$

g＋h＝10（g，hは2以上の整数）
i は1以上5以下の整数

- b：学力検査結果
- c：調査書の評価
- d：特色検査の結果

※クリエイティブスクール等、特別な設置趣旨の高校や通信制の高校では、選考方法が異なります。
　詳細は、「募集案内」をご確認ください。

２．長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請について
（１）申請について

申請できる人	中学校の２年または３年（12月まで）で、 出席すべき日数の１／３以上の欠席をした人
選考方法	申請した学年の、調査書における 学習の記録は、資料とせずに選考します。
申請方法	調査書とともに、中学校から志願先の 高等学校に申請書※を提出します。

※志願者および保護者が作成する様式（第７号様式、第９号様式）と、
　中学校が作成する様式（第８号様式）があります。

２．長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請について
（２）注意点

選考の際の加点資料ではありません。

選抜の特別枠を設けるものではありません。

相模向陽館高校では申請する必要はありません。

申請条件を満たしているか、また、必要書類などを確認するため、
申請にあたっては、必ず中学校の先生にご相談ください。

２．長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請について
（３）選考の方法

第１次選考	選考します。

$S_1 = a \times f + g\ (+ d \times i)$

f＋g＝10（f，gは2以上の整数）
i は1以上5以下の整数

資料の整わない受検者がいた場合、その受検者だけを対象として行います。

資料の整わない者の選考	参考にできる資料を活用し、第１次選考合格者に相当する者であるか判断し、適正に選考します。

第２次選考	ここまでの選考で合格にならなかった者を対象に選考します。

$S_2 = b\ g + c\ h\ (+ d\ i)$

g＋h＝10（g，hは2以上の整数）
i は1以上5以下の整数

- b：学力検査結果
- c：調査書の評価
- d：特色検査の結果

２．長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請について
（３）選考の方法

「資料の整わない者の選考」で合格とならなかった場合、第１次選考で合格とならなかった者と合わせて、第2次選考の対象となります。

第１次選考	募

$S_1 = a \times f + b \times g$ （＋ $d \times i$ ）

f＋g＝10（f，gは2以上の整数）
i は1以上5以下の整数

資料の整わない者の選考	参考にできる資料を活用し、第１次選考合格者に相当する者であるか判断し、適正に選考します。
第2次選考	ここまでの選考で合格にならなかった者を対象に選考します。

$S_2 = b \times g + c \times h$ （＋ $d \times i$ ）

g＋h＝10（g，hは2以上の整数）
i は1以上5以下の整数

- b：学力検査結果
- c：調査書の評価
- d：特色検査の結果

２．長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請について
（３）選考の方法

第１次選考	基

$S_1 = a \times f + b \times$ （2以上の整数）
は1以上6以下の整数

資料の整わない者の選考	参考にでき[illegible]料を活用し、第１次選考合格者に相当する者であるか判断し、適正に選考します。
第２次選考	ここまでの選考で合格にならなかった者を対象に選考します。
評価を欠く者の選考	第１次選考の後の「資料の整わない者の選考」同様、参考にできる資料を活用し、適正に選考します。

3年の評価・評定または2、3年両方の評価・評定を選考の資料としない申請をした場合、第2次選考において、「評価を欠く者の選考」となります。

すべての受検者に対して、2回の選考の機会が確保されています。